らをどのように配置するか、というような施設全体の枠組を設定し」として、「原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針とは」、「右の部分を指す」と述べるだけで、原告の求めた「基本設計」と「基本的設計方針」の違いについては答えていないのである。おまけに、「その具体的内容は、原子炉設置（変更）許可に際し、申請者から提出される申請書等の記載により明かとなるものである」（同書面ｐ６）と、具体的内容についても、全く答えていないのである。

このため原告は、１９８４年８月２５日付提出書面において、

「（五）あの説明ではわからないので基本設計と詳細設計の区分について伊方二号炉の建設工程の実際に即して、名前をあげて説明せよ。また、工事順に誰でもわかるように工程図を示し、それぞれ、基本設計部分と詳細設計部分について色分けして示せ」と、釈明を求めた。

しかし、被告は「ー被告準備書面（一〇）の九の説明で十分であり説明の要をみない」と、自らの主張の根幹となる「云葉」の具体的説明を拒否した。

原告はさらに、１９８４年１０月２０日提出書面において（報告書の審査方針の項にある）「この基本的設計方針は、今後の詳細設計、施工、検査及び運転の段階においても堅持されることが、法令上前提となっているものであるーとあるが、具体的に説明せよ」と、基本的設計方針、詳細設計、運転と「安全確保」との関係が全く不明なままの被告主張について説明を求めたが、被告は「被告準備書面（一）の第二において詳述したところである」と、これまで原告が「そこの記述では、何を云っているのかサッパリわからない。もっと明確にせよ」と指摘している書面と文章を、性こりもなく引っ張り出してくるだけで、結局最後まで、被告主張の「云葉」の内容を、本件審査に即して具体的に明らかにしないまま、現在に至っているのである。

（以下次号に続く）

（１頁から続く）にはならない」と、「脱原発」を強く訴えている。

同じ日、八幡浜では、「原発から子供を守る女の会」などからの７人の女性が、四電八幡浜営業所前に、子連れで座り込んで、四電職員や道行く人たちに訴え、また、八西連絡協議会の広野さんらは、車で伊方町はじめ八幡浜や保内町での街頭宣伝を行なった。

会計報告（'90.10/1～10/31）

収入	
会費	２６、０００
ニュース講読料	６１、５００
カンパ	６、０００
計	１００、８００
支出	
ニュース印刷代	１６、４８０
郵送料	１０、５９３
振替手数料	４６０
資料費	１６、０８０
２号炉公判援助	３０、０００
弁護団会議費	８３、５００
ゼロックスリース料	１０、３００
ゼロックスコピー料	２２、９７３
計	１９０、３８６
差引	－８９、５８６
積立金合計	２、８５７、４１５

伊方訴訟ニュース

第 207 号
1990年11月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

１号炉の定期検査中に
伊方原発沖で６回目の魚の大量死

伊方原発から約３キロほどしか離れていない伊方町伊方越沖の海域で、１０月はじめから魚が大量死していることが、地元の漁師さんらの訴えで判明した。１９８１年にはじめての大量死が発生してから６回目である。

変死していたのは、カタクチイワシや、アイゴ、サバゴなどで、潮目にそった形で帯状に浮き、一部は海底に沈んでいたという。その数は、伊方越漁港内だけでも数千匹にのぼった。

現地調査した愛媛県は「魚の死因は連鎖球菌による」と発表している。しかし、これまでの大量死の時と同様に、伊方原発沖周辺に限って、なぜ魚が大量死するのかという根本原因については、今回も明らかにされないままである

今回の大量死は伊方１号炉の定期検査中に発生したが、これまでの６回のうち５回までが、原発の定検中に発生している。定検中に温廃水配管を清掃する際の薬物の流出など、大量死と伊方原発との関連についての疑いは深まるばかりである。

「脱」原子力の日
「人類脅威の原発から撤退を」

「原子力の日」の１０月２６日、原発に反対する愛媛県内の市民団体は、１２団体の連盟で「原子力発電からの撤退を求める」声明を発表し、四国電力山本社長、武藤通産大臣ら４名にあてて送付した。

声明は「現実に起こった、そして常にまた起こりうる原子力発電所事故は、人類にとって大きな脅威であり、原子力発電は労働者、住民の犠牲なしには有り得ない。これに対するどのような利益が有り得ようとも、避けがたい危険性と犠牲の言い訳（以下４頁に）

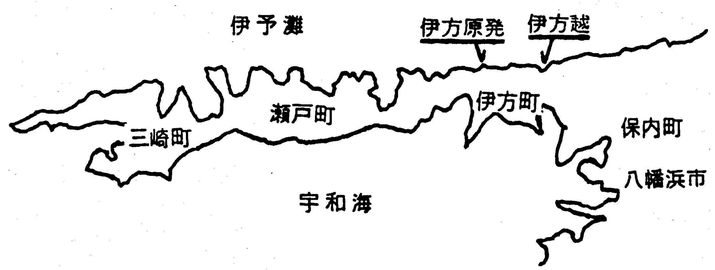

被告書面

ー証拠申出書ー

（１９９０年１０月４日提出）

被告は、以下のとおり、証拠（証人）の申出をする。

一　証人の表示

1　茨城県勝田市中根３６００の４８９
石川迪夫
（日本原子力研究所特別研究員）
呼　出　　要
旅費・日当　不要
尋問時間　　約４時間

2　茨城県北相馬郡守谷町久保ケ丘１の５の６
垣見俊弘
（財団法人原子力工学試験センター特別顧問）
呼　出　　要
旅費・日当　不要
尋問時間　　約２時間

二　立証趣旨及びこれと証人との関係

1　証人石川迪夫は、原子力委員会原子炉安全専門審査会調査委員として、本件許可処分に係る安全審査に関与した者であるが、本証人によって、原子炉設置許可に係る安全審査の基本的考え方及び本件許可処分に係る安全審査の合理性について立証する。

2　証人垣見俊弘は、原子力委員会原子炉安全審査会調査委員として、本件許可処分に係る安全審査に関与した者であるが、本証人によって、右安全審査における本件原子炉敷地の地盤の健全性及び本件原子炉敷地と地震との関係に係る評価の合理性について立証する。

三　尋問事項

別紙のとおり

（別紙）

尋問事項

証人　石川迪夫

一　証人の経歴について
二　原子力発電における安全確保の基本的考え方について
三　原子炉設置許可に係る安全審査の仕組み及びその基本的考え方について
四　本件許可処分に係る安全審査の内容について
五　右安全審査のうち、本件原子炉施設の事故防止対策に係る安全性について
六　右安全審査のうち、本件原子炉施設の平常運転時における被曝低減対策に係る安全性について
七　右安全審査のうち、本件原子炉施設の公衆との離隔に係る安全性について
八　その他右各項に関連する事項について

尋問事項

証人　垣見俊弘

一　証人の経歴について
二　本件許可処分に係る安全審査のうち、本件原子炉敷地の地質及び地盤の健全性について
三　右安全審査のうち、本件原子炉敷地への地震の影響について
四　その他右各項に関連する事項について

原告準備書面

ー正体不明の「基本設計ないし基本的設計方針」なる「云葉」ー

（１９９０年１０月４日提出）

（その１）

目次

（一）「基本設計ないし基本的設計方針」という正体不明の「云葉」
（二）安全審査では登場しない「云葉」を訴訟後に被告が「造語」
（三）安全専門審査会は二号炉の安全確保責任を肩代りはしない
（四）実態のない「云葉」を盾に、現実の事故との関連を否定
（五）「設計者が予想しない危険な状態に原子炉を導く」事象は審査の対象としなかった本件安全審査。災害の防止は図れない。
（六）被告主張の「基本設計ないし基本的設計方針」なる「云葉」を、本件二号炉審査にもとづいて、具体的にその内容、範囲を示せ

（一）「基本設計ないし基本的設計方針」という正体不明の「云葉」

本件訴訟において、被告の答弁書から準備書面の各主張の中に、「基本設計ないし基本的設計方針」という云葉がしばしば登場する。しかも、この「云葉」は、後に示す通り、被告の主張の根幹といえるものである。しかし、被告は、この「云葉」の具体的な「内容」とその根拠については、何ら明らかにしていない。この「云葉」は、説明も根拠も示されることなく、突如として、本件訴訟に入ってから登場したのである。

既に、これまで原告が各書面で示している通り、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下規制法と略）においては、その第一条に「ーこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために（略）必要な規制を行なう」とされ、同第二十四条の四において「ー原子炉による災害の防止上支障がないものであること」を許可するにあたっての条件として定められている。しかし、同法のどの条文、項目中にも、「基本設計ないし基本的設計方針」なる「云葉」は見当らない。したがって当然にも、この「云葉」に照らしての審査を行なえーとの定めもどこにもないことは言うまでもない。右規制法で定められていることは「原子炉による災害を防止して、公共の安全を図る」ことである。原告は、憲法に定められた原告ら国民に保証された諸権利と、右規制法の定めを根拠として、本件許可処分の違法性を主張しているのである。

従って、原告は、被告らが一応の主張を終えたとする被告準備書面（五）の提出後の１９８４年（昭和５７年）６月９日の提出書面において、

「原子力施設の基本設計ないし基本的設計方針といっているが、常識では理解しがたいが、たとえば、マンション建築ならば、どこまでを基本設計というのか、基本的設計方針というのか。基本的設計方針とはどのようなことをさすのか」（同書面（九））と、

被告がセットにして主張する「基本設計」と「基本的設計方針」のそれぞれの具体的内容について釈明を求めた。

しかし被告は、被告書面（一〇）において「施設を設置する位置、施設全体として必要とされる機能、その機能を実現するために、どのような機器、構築物が必要であり、それ